

(地方卸売市場の認定)

- 第13条** 卸売市場であつて、第五項各号に掲げる要件に適合しているものは、当該卸売市場の所在地を管轄する都道府県知事（以下「都道府県知事」という。）の認定を受けて、地方卸売市場と称することができる。
- 2** その開設する卸売市場について前項の認定を受けようとする開設者は、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書（以下この条において「申請書」という。）を都道府県知事に提出して、同項の認定の申請をしなければならない。
- 一 開設者の名称及び住所並びにその代表者の氏名
 - 二 卸売市場の名称
 - 三 卸売市場の位置及び施設に関する事項
 - 四 卸売市場の取扱品目並びに取扱品目ごとの取扱いの数量及び金額に関する事項
 - 五 卸売市場の業務の運営体制に関する事項
 - 六 卸売市場の業務の運営に必要な資金の確保に関する事項
 - 七 卸売市場の卸売業者に関する事項
 - 八 その他農林水産省令で定める事項
- 3** 申請書には、その申請に係る業務規程を添付しなければならない。
- 4** 業務規程には、次に掲げる事項を定めなければならない。
- 一 卸売市場の業務の方法
 - 二 取引参加者が当該卸売市場における業務に関し遵守すべき事項
- 5** 都道府県知事は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る卸売市場について次に掲げる要件に適合すると認めるときは、当該認定をするものとする。
- 一 申請書及び業務規程の内容が、基本方針に照らし適切であること。
 - 二 申請書及び業務規程の内容が、法令に違反しないこと。
 - 三 業務規程に定められている前項第一号に掲げる事項が、次に掲げる事項を内容とするものであること。
 - イ 開設者は、当該卸売市場の業務の運営に関し、取引参加者に対して、不当に差別的な取扱いをしないこと。
 - ロ 開設者は、当該卸売市場において取り扱う生鮮食料品等について、農林水産省令で定めるところにより、卸売の数量及び価格その他の農林水産省令で定める事項を公表すること。
 - ハ 開設者は、業務規程に定められている遵守事項（前項第二号に掲げる事項をいう。以下この項において同じ。）を取引参加者に遵守させるため、これに必要な限度において、取引参加者に対し、指導及び助言、報告及び検査、是正の求めその他の措置をとることができること。
 - 四 業務規程に前項第一号に掲げる事項として次に掲げる方法が定められているとともに、当該方法が農林水産省令で定めるところにより公表されていること。
 - イ 卸売業者の生鮮食料品等の品目ごとのせり売又は入札の方法、相対による取引の方法その他の売買取引の方法
 - ロ 取引参加者が売買取引を行う場合における支払期日、支払方法その他の決済の方法
 - 五 業務規程に定められている遵守事項が、次の表の上欄に掲げる事項に関し、同表の下欄に掲げる事項を内容とするものであること。
 - 一 売買取引の原則
取引参加者は、公正かつ効率的に売買取引を行うこと。
 - 二 差別的取扱いの禁止
卸売業者は、出荷者又は仲卸業者その他の買受人に対して、不当に差別的な取扱いをしないこと。
 - 三 売買取引の方法
卸売業者は、前号イに掲げる方法として業務規程に定められた方法により、卸売をすること。
 - 四 売買取引の条件の公表
卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、その取扱品目その他売買取引の条件（売買取引に係る金銭の収受に関する条件を含む。）を公表すること。
 - 五 決済の確保
 - (一) 取引参加者は、前号ロに掲げる方法として業務規程に定められた方法により、決済を行うこと。
 - (二) 卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、事業報告書を作成し、これを開設者に提出するとともに、当該事業報告書（出荷者が安定的な決済を確保するために必要な財務に関する情報として農林水産省令で定めるものが記載された部分に限る。）について閲覧の申出があつた場合には、農林水産省令で定める正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させること。
 - 六 売買取引の結果等の公表
卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、卸売の数量及び価格その他の売買取引の結果（売買取引に係る金銭の収受の状況を含む。）その他の公正な生鮮食料品等の取引の指標となるべき事項として農林水産省令で定めるものを定期的に公表すること。
 - 六 前号の表の下欄に掲げる事項以外の遵守事項が定められている場合には、次に掲げる要件に適合するものであること。
 - イ 当該遵守事項が前号の表の下欄に掲げる事項の内容に反するものでないこと。
 - ロ 当該遵守事項が取引参加者の意見を聴いて定められていること。
 - ハ 当該遵守事項及び当該遵守事項が定められた理由が公表されていること。
 - 七 開設者が、取引参加者に遵守事項を遵守させるために必要な体制を有すること。
 - 八 当該卸売市場が、生鮮食料品等の円滑な取引を確保するために必要な施設を有すること。
 - 九 前各号に掲げるもののほか、当該卸売市場が、卸売市場の適正かつ健全な運営に必要なものとして農林水産省令で定める要件に適合するものであること。
- 6** 都道府県知事は、第一項の認定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、当該認定を受けた卸売市場（次項及び第十八条第一号を除き、以下「地方卸売市場」という。）に関し、次に掲げる事項を公示するものとする。
- 一 開設者の名称及び住所
 - 二 地方卸売市場の名称
 - 三 地方卸売市場の位置及び取扱品目
- 7** 第一項の認定を受けた卸売市場でないものは、地方卸売市場又はこれに紛らわしい名称を称してはならない。

改正卸売市場法第13条に定める遵守事項(共通ルール)

	対象者	項目	条 例 内 容
1	開設者	【5項三号イ】 開設者による差別的取扱いの禁止	【第5条の2】新規 ・市長は、市場の業務運営に関し、市場において売買取引を行う者に対し、不当に差別的な取扱いをしてはならない。
2	卸売業者	【5項五号五(二)】 事業報告書の提出等	【第11条の5】新規 ・卸売業者は、毎事業年度の末日現在において作成した事業報告書をその日から起算して90日以内に、市長に提出しなければならない。
3	取引参加者	【5項五号一】 売買取引の原則	【第34条】改正なし ・市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。
4	卸売業者	【5項四号イ、5項五号三】 売買取引の方法	【第35条】改正なし ・卸売業者は、市場において行う卸売については、せり売り若しくは入札の方法又は、相対取引の方法によらなければならない。
5	卸売業者	【5項五号二】 卸売業者による差別的取扱いの禁止等	【第38条1項】改正 ・卸売業者は、出荷者又は仲卸業者その他の買受人に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。
6	卸売業者	【5項五号四】 卸売業者による売買取引の条件の公表	【第48条の2】新規 ・卸売業者は、売買取引の条件をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。
7	卸売業者	【5項五号六】 売買取引の結果等の公表	【第49条】改正 ・卸売業者は、売買取引の結果等をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。
8	開設者	【5項三号ロ、四号イ】 卸売予定数量等の公表	【第50条】改正 ・指定管理者は、卸売業者から報告を受けた卸売予定数量等についてインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。
9	卸売業者	【5項五号五(一)】 仕切り及び送金	【第51条】改正なし ・卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に卸売の翌日までに売買仕切金を送付しなければならない。
10	取引参加者	【5項五号五(一)】 買受代金の即時支払義務	【第55条】改正なし ・仲卸業者、売買参加者は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に、代金を支払わなければならない。
11	取引参加者	【5項四号ロ、五号五(一)】 決済の方法	【第57条の2】新規 ・売買取引の決済は、取引参加者間で決定した支払方法、支払期日により行われなければならない。
12	取引参加者	【5項三号ハ】 報告及び検査	【第67条】改正なし ・市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため、卸売業者、仲卸業者、関連事業者を検査することができる。
13	取引参加者	【5項三号ハ】 改善措置命令	【第68条】改正なし ・市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため、卸売業者、仲卸業者、関連事業者に対し、業務又は会計に関し必要な改善措置とるべき旨を命ずることができる。
14	取引参加者	【5項三号ハ】 監督処分	【第69条】改正なし ・市長は取引参加者が、条例等に違反した場合には、過料を科し、業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
15		【5項三号ハ】 市場秩序の保持等	【84条】改正 ・取引参加者、及び市場に入場する者は、市場の秩序を乱す等の行為を行ってはならない。

基本方針に基づき卸売市場毎に定める遵守事項(その他の取引ルール)

【資料2】

	対象者	見出し・条名	条 例 内 容	理 由
1		(開場の期日) 第4条	改正なし ・次に掲げる休日を除き、毎日開場する。 ①日曜日(その日が1月5日及び12月25日から同月30日までの日に当たる場合を除く) ②祝日 ③12月31日から翌年1月4日 ④市長が特に定める開場日及び休場日	安定的な流通を確保するため。
2		(開場の時間) 第5条	改正 ・午前4時から午後3時までとする。	安定的な流通を確保するため。
3	卸売業者	(卸売業務の許可) 第6条の2	新規 ・卸売の業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。 ・取扱品目ごとに許可を行う。 ・許可申請書の提出 ・以下に該当する場合は許可をしない。 ①法人でないとき。 ②法の規定による罰金刑またはその刑の執行を受けなくなった日から3年を経過しないとき。 ③許可取消しから3年を経過しないとき。 ④業務を執行する役員に破産者で復権を得ない者等が含まれるとき。 ⑤卸売業務を適確に遂行できる知識・経験などがないと認められるとき。 ⑥市場の仲卸業者であるとき。 ⑦卸売業者の数が最高限度を超えることとなるとき。	取引の専門性を考慮して、取引の秩序維持のため。
4	卸売業者	(保証金の預託) 第7条	改正 ・卸売業者と許可受けた日から1月以内に保証金を預託すること。	安定的な市場運営を確保するため。
5	卸売業者	(保証金の額) 第8条	改正 ・保証金の額は取扱品目に応じて120万円か以上1,000万円以下とする。	安定的な市場運営を確保するため。
6	卸売業者	(保証金の追加預託) 第9条	改正なし ・保証金が差押などにより不足した場合は追加して預託すること。	安定的な市場運営を確保するため。
7	卸売業者	(保証金の充当) 第10条	改正なし ・使用料等納付すべき金額の納付を怠ったとき、保証金を充当することができる。	安定的な市場運営を確保するため。

	対象者	見出し・条名	条 例 内 容	理 由
8	卸売業者	(保証金の返還) 第11条	改正なし ・卸売業者の資格を失った日から起算して60日を経過した後に返還する。	安定的な市場運営を確保するため。
9	卸売業者	(卸売業務の許可の取消し) 第11条の2	新規 ・卸売業者が許可できない事項に該当するとき。 ・保証金を預託しないとき。 ・1月以上業務を休止したとき。 ・業務を遂行しないとき。	取引の専門性を考慮して、取引の秩序維持のため。
10	卸売業者	(卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割) 第11条の3	新規 ・市長の認可を受けて、卸売業者の事業を譲渡し、譲受け、合併、分割したときは、卸売事業者の地位を承継する。	取引の専門性を考慮して、取引の秩序維持のため。
11	卸売業者	(名称変更等の届出) 第11条の4	新規 ・卸売業者は、業務を開始、休止、再開、廃止、定款、資本金、出資金、役員を変更したときなどは、市長に届けること。	取引の専門性を考慮して、取引の秩序維持のため。
12	せり人	(せり人の資格、届出等) 第12条	改正 ・卸売のせり人は、必要な経験及び能力を有するものであること。 ・卸売業者が市場において行う卸売のせり人は市長に届けなければならない。 ・以下に該当しないもの。 ①破産者で復権を得ないもの。 ②法の規定による罰金刑またはその刑の執行を受けなくなった日から3年を経過しないとき。 ③仲卸業者、買受人、又はこれたの者の役員もしくは使用人である者。 ・卸売業者が市場において行う卸売のせり人は市長に届けなければならない。	取引の専門性を考慮して、取引の秩序維持のため。

	対象者	見出し・条名	条 例 内 容	理 由
13	仲卸業者	(仲卸業務の許可) 第14条	改正 <ul style="list-style-type: none"> ・仲卸売の業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。 ・取扱品目ごとに許可を行う。 ・許可申請書の提出 ・以下に該当する場合は許可をしない。 <ul style="list-style-type: none"> ①破産者で復権を得ないもの。 ②法の規定による罰金刑またはその刑の執行を受けなくなった日から3年を経過しないとき。 ③許可取消しから3年を経過しないとき。 ④仲卸売業務を適確に遂行できる知識・経験などがないと認められるとき。 ⑤市場の卸売業者、仲卸業者の役員若しくは使用人であるとき。 ⑥暴力団員等であるとき。 ⑦法人の役員のうち、上記の項目に該当する者があるとき。 ⑧仲卸売業者の数が最高限度を超えることとなるとき。 	取引の専門性を考慮して、取引の秩序維持のため。
14	仲卸業者	(保証金の預託) 第15条	改正なし <ul style="list-style-type: none"> ・仲卸売業者と許可受けた日から1月以内に保証金を預託すること。 	安定的な市場運営を確保するため。
15	仲卸業者	(保証金の額) 第16条	改正 <ul style="list-style-type: none"> ・保証金の額は取扱品目に応じて使用料の月額額の6倍に相当する額とする。 	安定的な市場運営を確保するため。
16	仲卸業者	(仲卸業務の許可の取消し) 第17条	改正 <ul style="list-style-type: none"> ・仲卸売業者が許可できない事項に該当するとき。 ・保証金を預託しないとき。 ・1月以上業務を休止したとき。 ・業務を遂行しないとき。 	取引の専門性を考慮して、取引の秩序維持のため。
17	仲卸業者	(仲卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割) 第18条	改正なし <ul style="list-style-type: none"> ・市長の認可を受けて、仲卸売業者の事業を譲渡し、譲受け、合併、分割したときは、卸売事業者の地位を承継する。 	取引の専門性を考慮して、取引の秩序維持のため。
18	仲卸業者	(仲卸業務の相続) 第19条	改正なし <ul style="list-style-type: none"> ・市長の認可を受けて、相続人は被相続人の業務を営むこと。 	取引の専門性を考慮して、取引の秩序維持のため。
19	仲卸業者	(名称変更の等の届出) 第20条	改正 <ul style="list-style-type: none"> ・仲卸売業者は、業務を開始、休止、再開、廃止、氏名、名称、商号、住所変更、定款、資本金、出資金、役員を変更などしたときは、市長に届けること。 	取引の専門性を考慮して、取引の秩序維持のため。

	対象者	見出し・条名	条 例 内 容	理 由
20	仲卸業者	(事業報告書の提出) 第21条	改正なし ・仲卸業者は、事業報告書を作成し、毎事業年度の末日又は毎年12月31日から起算して90日以内に市長に提出しなければならない。	仲卸業者の財務の状況等を把握するため。
21	売買参加者	(売買参加者の承認) 第22条	改正 ・売買参加者は、市長の承認を受けなければならない。 ・取扱品目ごとに許可を行う。 ・許可申請書の提出 ・以下に該当する場合は許可をしない。 ①破産者で復権を得ないもの。 ②卸売の相手方として必要な知識・経験などがないと認められるとき。 ③市場の卸売業者、仲卸業者、卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人であるとき。 ④承認の取消しを受けてから1年を経過しない者であるとき。 ⑤暴力団員等であるとき。	取引の専門性を考慮して、取引の秩序維持のため。
22	売買参加者	(名称変更の等の届出) 第23条	改正なし ・氏名、名称、商号、住所などを変更したときは、市長に届出ること。	取引の専門性を考慮して、取引の秩序維持のため。
23	売買参加者	(売買参加者の承認の取消し) 第24条	改正 ・売買参加者が承認できない事項に該当するとき。 ・卸売の相手方として必要な資力信用を有しなくなったと認めるとき。	取引の専門性を考慮して、取引の秩序維持のため。
24	買出人	(買出人の登録等) 第25条	改正 ・仲卸業者から販売を受けようとする者は、市長の行う登録を受けなければならない。 ・登録を受けようとする者は、以下のいずれかに該当する者でなければならない。 ①事業所を有する者で、生鮮食料品等を販売、加工することを業務としているもの。 ②仲卸業者から生鮮食料品等を購入する必要があると市長が認めたもの。 ・登録申請書の提出 ・以下に該当する場合は登録をしない。 ①破産者で復権を得ないもの。 ②登録の取消しを受けてから1年を経過しない者であるとき。 ③暴力団員等であるとき。	取引の専門性を考慮して、取引の秩序維持のため。

	対象者	見出し・条名	条 例 内 容	理 由
25	買出人	(買出人の登録の取消し) 第26条	改正 ・以下に該当する場合は登録を取り消すものとする。 ①仲卸業者から販売を受けることを廃止したとき。 ②買出人の登録事項に該当しなくなったとき。 ③破産者で復権を得ないもの。 ④販売の相手方として必要な資力信用を有しなくなったと認めるとき。	取引の専門性を考慮して、取引の秩序維持のため。
26	関連事業者	(関連事業者の設置) 第27条	改正なし ・市場の業務の適正かつ健全の運営を確保するため必要があると認めるときは、市場内の施設において市場機能の充実に資する業務を営むことを許可することができる。 ・許可申請書の提出	取引の専門性を考慮して、取引の秩序維持のため。
27	関連事業者	(許可の基準) 第28条	改正 ・以下に該当する場合は許可しないものとする。 ①破産者で復権を得ないもの。 ②法の規定による罰金刑またはその刑の執行を受けなくなった日から3年を経過しないとき。 ③許可の取消しを受けてから2年を経過しない者であるとき。 ④業務を適確に遂行できる知識・経験などが無いと認められるとき。 ⑤法人であってその業務を執行する役員のうち、破産者で復権を得ないもの、又は法の規定による罰金刑またはその刑の執行を受けなくなった日から3年を経過しないとき。 ⑥暴力団員等であるとき。	取引の専門性を考慮して、取引の秩序維持のため。
28	関連事業者	(保証金の預託) 第29条	改正なし ・業者と許可受けた日から1月以内に保証金を預託すること。	安定的な市場運営を確保するため。
29	関連事業者	(保証金の額) 第30条	改正なし ・保証金の額は使用料の月額に6倍に相当する額とする。	安定的な市場運営を確保するため。
30	関連事業者	(関連事業者の許可の取消し) 第31条	改正 ・業者が許可できない事項に該当するとき。 ・保証金を預託しないとき。 ・1月以上業務を休止したとき。 ・業務を遂行しないとき。	取引の専門性を考慮して、取引の秩序維持のため。
31	関連事業者	(関連事業者に対する規制等) 第32条	改正なし ・関連事業者に対する必要な指示等を行うことができる。	取引の専門性を考慮して、取引の秩序維持のため。

	対象者	見出し・条名	条 例 内 容	理 由
32	卸売業者	(卸売単位) 第36条	改正なし ・卸売業者は、卸売単位を定めるときなどは、市長の承認を受けなければならない。	公正な取引の確保のため
33	卸売業者	(卸売業者の業務の規制) 第37条	改正 ・卸売業者は、取扱品目の部類に属する物品の販売その他の販売をしようとするときは、市長に届けなければならない。	市場秩序を保持するため。
34	卸売業者	(卸売業者による差別的取扱いの禁止等) 第38条第2項	改正 受託拒否の禁止 ・市場における卸売のための委託の申込みがあった場合には、その品質に問題がある等、正当な理由がなければその引受けを拒んではならない。	公正公平な取引を維持するため。
35	卸売業者	(卸売の相手方の制限) 第39条	改正なし 第三者販売の原則禁止 ・卸売業者は、仲卸業者・売買参加者以外の者に対して販売をしてはならない。 ・ただし、仲卸業者及び売買参加者の買受けを不当に制限することとならないときは、その限りではない。	取引秩序を保持するため。
36	卸売業者	(卸売業者についての卸売の相手方としての買受け) 第40条	改正 自己買受け ・卸売業者が受託物品を自己で買受けることは、仲卸業者及び売買参加者の買受けを不当に制限することとならないようにしなければならない。	取引秩序を保持するため。
37	卸売業者	(受託契約約款) 第42条	改正 ・卸売業者は、販売の委託の引受けについて受託契約約款を定めることができる。 ・受託契約約款を定めたときは、市長に提出するとともに、関係者に周知しなければならない。	取引秩序を保持するため。
38	卸売業者	(販売前における受託物品の検収) 第43条	改正なし ・卸売業者は、受託物品の受領に当たっては検収を確実に行わなければならない。 ・異状を認めるときは、指定管理者の指定する検査員の確認を受けなければならない。	取引秩序を保持するため。
39	卸売業者	(卸売をした物品の相手方の明示及び引取り) 第44条	改正なし ・卸売業者は、卸売した物品を買い受けた仲卸業者又は売買参加者が明らかになるようにしなければならない。	取引秩序を保持するため。

	対象者	見出し・条名	条 例 内 容	理 由
40	仲卸業者	(仲卸業者の業務の規制) 第45、46条	改正なし 直荷引きの原則禁止 ・卸売業者以外から荷を買い受けることはしてはならない。 ・ただし、卸売業者から買い入れることが困難な場合は、この限りではない。 ・仲卸業者は、ただし書きにより卸売業者より買い入れたときは、市長に届けなければならない。	取引秩序を保持するため。
41		(売買取引の制限) 第47条	改正なし ・市長は、せり売り又は入札において、不正又は不当な行為が行われ、又は不当な価格が形成されているなどを認めるときは、その売買を差し止め、又はせり直し若しくは再入札を命ずることができる。	取引秩序を保持するため。
42		(衛生上有害物品の売買禁止等) 第48条	改正なし ・衛生上有害な物品を売買し、又は売買の目的をもって所持してはならない。 ・指定管理者は、衛生上有害な物品の売買を差し止め、又は撤去を命ずることができる。	市場内の安全確保のため。
43	卸売業者	(委託手数料の率) 第52条	改正なし ・卸売業者は、委託手数料の率を定めるときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。 ・市長は、手数料の率が不適切と認めるときは、卸売業者に率の変更を命ずることができる。	公正公平な取引を維持するため。
44	卸売業者	(売買仕切金の前渡し等) 第53条	改正なし ・卸売業者は、出荷者に対し、売買仕切金を前渡ししようとするとき、売買仕切金の支払を担保する保証金を差入れ等をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。	公正公平な取引を維持するため。
45	卸売業者	(出荷奨励金の交付) 第54条	改正なし ・卸売業者は、市場における取扱品目の安定供給の確保を図るため、市長の承認を受けて出荷奨励金を交付することができる。	取扱品目の安定的供給の確保を図るため。
46	卸売業者	(卸売代金の変更の禁止) 第56条	改正なし ・卸売業者は、卸売をした物品の卸売代金を変更してはならない。	公正公平な取引を維持するため。
47	卸売業者	(完納奨励金の交付) 第57条	改正なし ・卸売業者は、卸売代金の完納を奨励するため、市長の承認を受けて完納奨励金を交付することができる。	取扱品目の安定的供給の確保を図るため。
48	取引参加者	(物品の品質管理) 第58条	改正 ・卸売業者、仲卸業者その他の市場関係事業者は、食品衛生法その他食品安全に関する法令に即した方法により、品質管理を行わなければならない。	取扱物品の品質管理を図るため。 (取引参加者)

	対象者	見出し・条名	条 例 内 容	理 由
49		(卸売業務の代行) 第81条	改正なし ・市長は、卸売業者が許可の取消しその他の行政処分を受け、業務を行うことができなくなった場合、他の卸売業者にその卸売の業務を行わせるものとする。	市場の秩序を保ち、公共の利益を保護するため。
50		(無許可営業の禁止) 第82条	改正なし ・卸売業者、仲卸業者及び関連事業者が許可を受けた業務を行う場合並びに市長が必要と認める者が営業行為を行う場合を除くほか、物品の販売その他の営業行為をしてはならない。	市場の秩序を保ち、公共の利益を保護するため。
51		(市場への出入等に対する指示) 第83条	改正なし ・市場への出入り、市場施設の使用又は物品の搬入、搬出及び市場内の運搬については、指定管理者の指示に従わなければならない。 ・指定管理者は、出入等について指示に従わない者に対し、出入り等を禁止することができる。	市場の秩序を保ち、公共の利益を保護するため。

基本方針に基づき卸売市場毎に定める遵守事項(その他の取引ルール)

	対象者	見出し・条名	規 則 内 容	理 由
52	卸売業者	(卸売業務の許可) 第3条の2	<p>新規</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例第6条の2第3項の許可申請書は、卸売業務許可申請書(第〇号様式)とする。 ・前項の卸売業務許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 ア 定款又は規約 イ 登記事項証明書 ウ 貸借対照表及び損益計算書 エ 卸売の業務を開始しようとする日の属する年度及びその翌年度における当該業務に係る事業計画書 オ 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面 カ 役員名簿 キ 業務を執行する役員に関する市区町村長の発行する身分証明書並びに当該法人の代表者の履歴書、写真(正面向き、上半身、脱帽、縦5センチメートル、横5センチメートル)及び印鑑証明書 ク 条例第6条の2第4項第2号、第3号及び第4号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面 ケ その他市長が必要と認める書類 	取引の専門性を考慮して、取引の秩序維持のため。
53	卸売業者	(卸売業務の不適合事実の生じた場合の届出) 第5条の3	<p>新規</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者は、条例第6条の2第4項第2号、第4号及び第6号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。 	取引の専門性を考慮して、取引の秩序維持のため。
54	卸売業者	(名称の変更等の届出) 第5条の4	<p>新規</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例第11条の4第1項の規定による届出は、卸売業者の名称等変更届出書(第〇号様式)により行うものとする。この場合において、当該届出が同項第2号に係るものであるときは、同号の規定による変更の内容を証明する書類を添付しなければならない。 ・条例第11条の4第2項の規定による届出は、卸売業者の解散届出書(第〇号様式)により行うものとする。 	取引の専門性を考慮して、取引の秩序維持のため。

	対象者	見出し・条名	規 則 内 容	理 由
55	卸売業者	(卸売業者の定款変更等の届出) 第5条の5	新規 ・卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。 (1) 定款を変更したとき。 (2) 業務を執行する役員に変更があったとき。 (3) 資本金又は出資の額に変更があったとき。 (4) 総会の決議があったとき。	取引の専門性を考慮して、取引の秩序維持のため。
56	卸売業者	(残高試算表の提出) 第5条の6	新規 ・卸売業者は、毎月20日までに、前月末現在の残高試算表を作成し、市長に提出しなければならない。	卸売業者の財務の状況等を把握するため。
57	せり人	(せり人の届出等) 第5条の9	新規 ・条例第12条第2項の規定による届出は、せり人選任届出書(第〇号様式)により行うものとする。 ・市長は、せり人が条例第12条第1項第1号から第3号のいずれかに該当することとなったとき、せりを遂行するのに必要な能力を有しなくなったと認めるとき、又は卸売業者が当該せり人の取消しを申し出るときは、せり人解任届出書(第〇号様式)を市長に届け出なければならない。	取引の専門性を考慮して、取引の秩序維持のため。
58	せり人	(せり人章) 第6条	条例⇒規則 ・せり人は、卸売のせりに従事するときは、市長が交付するせり人章を着用しなければならない。	取引の専門性を考慮して、取引の秩序維持のため。

	対象者	見出し・条名	規 則 内 容	理 由
59	仲卸業者	(仲卸業務の許可申請) 第12条	<p>改正</p> <p>・前項の許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 許可を受けようとする者が個人であるときは、次に掲げる書類</p> <p>ア 履歴書、イ 資産調書、ウ 住民票の写し又はこれに代わる書面</p> <p>エ 市区町村長の発行する身分に関する証明書</p> <p>オ 印鑑証明書</p> <p>カ 仲卸の業務を開始しようとする日の属する年度及びその翌年度における当該業務に係る事業計画書</p> <p>キ 条例第14条第4項第2号、第3号、第5号及び第6号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面</p> <p>ク 写真(正面向き、上半身、脱帽、縦5センチメートル、横5センチメートル)</p> <p>ケ その他市長が必要と認める書類</p> <p>(2) 許可を受けようとする者が法人であるときは、次に掲げる書類</p> <p>ア 定款又は規約</p> <p>イ 登記事項証明書</p> <p>ウ 貸借対照表及び損益計算書</p> <p>エ 仲卸の業務を開始しようとする日の属する年度及びその翌年度における当該業務に係る事業計画書</p> <p>オ 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面</p> <p>カ 役員名簿</p> <p>キ 業務を執行する役員に関する市区町村長の発行する身分証明書並びに当該法人の代表者の履歴書、写真(正面向き、上半身、脱帽、縦5センチメートル、横5センチメートル)及び印鑑証明書</p> <p>ク 条例第14条第4項第2号、第3号、第5号、第6号及び第7号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面</p> <p>ケ その他市長が必要と認める書類</p>	取引の専門性を考慮して、取引の秩序維持のため。
60	仲卸業者	(仲卸章の交付等) 第15条第2項	<p>改正なし</p> <p>・仲卸業者は、卸売業者が行う卸売に参加するときは、仲卸章を着用しなければならない。</p>	取引の専門性を考慮して、取引の秩序維持のため。

	対象者	見出し・条名	規 則 内 容	理 由
61	仲卸業者	(仲卸業者の不適合事実の生じた場合の届出) 第18条	改正 ・仲卸業者は、条例第14条第4項第1号、第2号、第5号、第6号又は第7号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。	取引の専門性を考慮して、取引の秩序維持のため。
62	仲卸業者	(名称変更等の届出) 第19条	改正なし ・条例第20条第1項の規定による届出は、仲卸業者・関連事業者の名称変更等の届出書(第〇号様式)により行うものとする。この場合において、当該届出が同項第3号に係るものであるときは、同号の規定による変更の内容を証明する書類を添付しなければならない。 ・条例第20条第2項の規定による届出は、仲卸業者・売買参加者・関連事業者の死亡(解散)届出書(第〇号様式)により行うものとする。	取引の専門性を考慮して、取引の秩序維持のため。

	対象者	見出し・条名	規 則 内 容	理 由
63	売買参加者	(売買参加者の承認申請) 第22条	<p>改正</p> <p>・条例第22条第3項の承認申請書は、売買参加者承認申請書(第〇号様式)とする。</p> <p>2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 承認を受けようとする者が個人であるときは、次に掲げる書類</p> <p>ア 履歴書</p> <p>イ 資産調書</p> <p>ウ 住民票の写し又はこれに代わる書面</p> <p>エ 市区町村長の発行する身分に関する証明書</p> <p>オ 条例第22条第4項第1号、第3号及び第5号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面</p> <p>カ 写真(正面向き、上半身、脱帽、縦4センチメートル、横3センチメートル)</p> <p>キ その他市長が必要と認める書類</p> <p>(2) 承認を受けようとする者が法人であるときは、次に掲げる書類</p> <p>ア 定款又は規約</p> <p>イ 登記事項証明書</p> <p>ウ 貸借対照表及び損益計算書</p> <p>エ 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面</p> <p>オ 役員名簿</p> <p>カ 当該法人の代表者の履歴書及び写真(正面向き、上半身、脱帽、縦4センチメートル、横3センチメートル)</p> <p>キ 条例第22条第4項第1号、第3号及び第5号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面</p> <p>ク その他市長が必要と認める書類</p>	取引の専門性を考慮して、取引の秩序維持のため。
64	売買参加者	(承認書等の交付等) 第23条3項	<p>改正なし</p> <p>・売買参加者は、卸売業者の卸売に参加するときは、売買参加章を着用しなければならない。</p>	取引の専門性を考慮して、取引の秩序維持のため。

	対象者	見出し・条名	規則内容	理由
65	売買参加者	(売買参加者の不適格事実の生じた場合の届出) 第24条	改正 ・売買参加者は、条例第22条第4項第1号、第3号又は第5号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。	取引の専門性を考慮して、取引の秩序維持のため。
66	売買参加者	(関連事業者の不適格事実の生じた場合の届出) 第32条	改正 ・関連事業者は、条例第28条第1号、第2号、第5号又は第6号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。	取引の専門性を考慮して、取引の秩序維持のため。
67	関連事業者	(名称変更等の届出) 第33条	改正なし ・条例第33条において準用する条例第20条第1項の規定による届出は、仲卸業者・関連事業者の名称変更等の届出書により行うものとし、同項第3号に係るものについては、届出事項に係る内容を証明する書類を添付しなければならない。 ・条例第33条において準用する条例第20条第2項の規定による届出は、仲卸業者・売買参加者・関連事業者の死亡(解散)届出書により行うものとする。	取引の専門性を考慮して、取引の秩序維持のため。
68	卸売業者	(受託物品の即日販売) 第36条	改正なし ・卸売業者は、卸売の販売開始時刻までに受領した受託物品をその当日に卸売しなければならない。ただし、委託者の指示その他特別の理由がある場合は、この限りでない。	公正公平な取引を維持するため。
69	卸売業者	(物品の卸売順位) 第37条	改正なし ・物品の卸売順位は、その物品の市場到着順とする。ただし、これにより難しい理由があるときは、この限りでない。 ・卸売業者は、同一品目に属する物品について受託物品と自己の計算による卸売の物品とが同時に到着したときは、受託物品を先に卸売しなければならない。	公正公平な取引を維持するため。
70	卸売業者	(売買取引の単位) 第38条	改正なし ・売買取引の単位は、重量による。ただし、重量によることが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。	公正公平な取引を維持するため。

	対象者	見出し・条名	規則内容	理由
71	卸売業者	(売買取引の方法) 第39条	改正なし ・卸売業者が市場において行う卸売は、現品又は見本によって行わなければならない。ただし、銘柄による取引慣習があるときは、この限りでない。	公正公平な取引を維持するため。
72	卸売業者	(物品の配列) 第40条	改正なし ・卸売業者は、条例第35条第1項の規定により、せり売若しくは入札の方法又は相対取引の方法により物品の卸売をするときには、その販売開始時刻前に仲卸業者及び売買参加者が当該物品の下見ができるよう当該物品を卸売場に配列しなければならない。ただし、銘柄によるときは、この限りでない。	公正公平な取引を維持するため。
73	卸売業者	(指値その他の条件の明示) 第41条	改正なし ・卸売業者は、受託物品に指値その他の条件があるときは、卸売の販売開始時刻前にこれを当該物品に表示し、かつ、卸売の際呼び上げなければならない。 ・前項の規定による表示及び呼び上げを行わなかったときは、卸売業者は、指値その他の条件をもって仲卸業者又は売買参加者に対抗することができない。	公正公平な取引を維持するため。
74	卸売業者	(販売条件の変更) 第42条	改正なし ・売業者は、前条第1項の受託物品で相当期間内に販売することができないものがあるときは、その旨を委託者又は代理人に通知し、その指示を受けなければならない。	公正公平な取引を維持するため。

	対象者	見出し・条名	規則内容	理由
75	せり人	(せり売りの方法) 第43条	<p>改正なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・せり売は、せり売をしようとする物品について、品名、産地、出荷者、等級、数量その他必要な事項を呼び上げ、又は表示した後、開始しなければならない。 ・せり落しは、せり人が最高申込価格を3回呼び上げたときに決定し、その申込者をせり落し人とする。ただし、指値のある物品について最高申込価格が当該指値に達しないときは、この限りでない。 ・前項の規定による呼び上げの回数は、状況に応じてこれを増減することができる。 ・せり人は、最高価格の申込者が2人以上あるときは、抽せんその他適当な方法によってせり落し人を決定しなければならない。 ・せり人は、せり落しが決定したときは、直ちにその価格及び氏名、商号又は番号を呼び上げなければならない。 ・売買取引の呼び値は金額で呼称しなければならない。 	公正公平な取引を維持するため。
76	卸売業者	(入札の方法) 第44条	<p>改正なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札は、卸売業者が入札しようとする物品について、品名、産地、出荷者、等級、数量その他必要な事項を表示し、又は呼び上げた後、入札者に対し、入札票(第〇号様式)に指定事項を記載させて行わなければならない。 ・開札は、入札終了後直ちに行わなければならない。 ・入札者のうち最高価格の入札をした者を落札者とする。ただし、指値のある物品について最高入札価格が当該指値に達しないときは、この限りでない。 ・前条第4項及び第5項の規定は、入札について準用する。 	公正公平な取引を維持するため。
77	卸売業者	(卸売単位) 第47条	<p>改正なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例第36条第1項の承認を受けようとする卸売業者は、卸売単位(変更)承認申請書(第〇号様式)を市長に提出しなければならない。 	公正公平な取引を維持するため。
78	卸売業者	(仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売の届出) 第49条	<p>改正なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例第39条第2項の規定による届出は、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売届出書(第〇号様式)により、同項の卸売をした日の属する月の翌月の10日までに行わなければならない。 	公正公平な取引を維持するため。

	対象者	見出し・条名	規 則 内 容	理 由
79	卸売業者	(受託物品の受領通知) 第50条	改正なし ・卸売業者は、受託物品を受領したときは、委託者に対し、直ちにその物品の種類、数量、等級、品質及び受領日時を通知しなければならない。ただし、受領した日の翌日までに売買仕切書を発送するときは、この限りでない。	取引秩序を保持するため。
80	卸売業者	(受託物品の確認) 第51条	改正なし ・条例第43条第1項の確認を受けようとする卸売業者は、受託物品異状確認申請書(第〇号様式)を指定管理者に提出しなければならない。 ・前項の確認は、その確認をする物品のある場所において、確認を願い出た者が立会いのうえ、当該物品の容器の完否、荷造りの状態、個数、等級、重量、鮮度、品質等について行うものとする。 ・条例第43条第2項の証明は、受託物品異状確認証明書(第〇号様式)により行うものとする。	取引秩序を保持するため。
81	卸売業者	(販売原票の作成) 第52条	改正なし ・卸売業者は、卸売をしたときは、直ちに、販売原票(第〇号様式)を作成し、別に定めるところにより、その内容を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)を指定管理者に提出しなければならない。	取引秩序を保持するため。
82	卸売業者	(引取りのない買受物品その他に関する届出) 第55条	改正なし ・卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。 ①条例第44条第3項の規定により、卸売業者がその物品を保管し、又は他の者に卸売をしたとき。 ②仲卸業者又は売買参加者が、その買受代金又は条例第44条第4項の差額の支払を怠ったとき。	取引秩序を保持するため。
83	仲卸業者・ 売買参加者	(保管料等の支払) 第56条	改正なし ・仲卸業者又は売買参加者は、条例第44条第3項の規定による保管の費用についてはその物品を引き取ったときに、同条第4項の差額については卸売業者が他の者に卸売をしたときに、それぞれ支払わなければならない。	取引秩序を保持するため。

	対象者	見出し・条名	規 則 内 容	理 由
84	仲卸業者	(卸売業者以外の者からの買入れの届出) 第58条	改正なし ・条例第45条第2項の規定による届出は、卸売業者以外の者からの買入物品販売届出書(第〇号様式)により、同項の規定による販売をした日の属する月の翌月の10日までに行わなければならない。	取引秩序を保持するため。
85	卸売業者	(委託手数料の率の届出等) 第63条	改正なし ・条例第52条第1項の規定による届出は、委託手数料率届出書(第〇号様式)により行うものとする。 ・前項の届出は、次項に規定する委託手数料の率の適用を開始する日の属する年の1月5日から同月20日までに行わなければならない。 ・委託手数料の率の適用を開始する日は、毎年4月1日とする。	公正公平な取引を維持するため。
86	卸売業者	(売買仕切金の前渡し等承認の申請等) 第65条	改正なし ・条例第53条第2項の承認申請書は売買仕切金の前渡し等承認申請書(第〇号様式)とし、条例第54条第2項の承認申請書は出荷奨励金交付承認申請書(第〇号様式)とし、条例第57条第2項の承認申請書は完納奨励金交付承認申請書(第〇号様式)とする。 ・前項の承認申請書は、売買仕切金の前渡し等、出荷奨励金の交付又は完納奨励金の交付をしようとする日の3日前までに市長に提出しなければならない。 ・卸売業者は、売買仕切金の前渡し等を行ったときは売買仕切金の前渡し等報告書(第〇号様式)により、出荷奨励金の交付を行ったときは出荷奨励金交付報告書(第〇号様式)により、完納奨励金の交付を行ったときは、完納奨励金交付報告書(第〇号様式)により、それぞれ毎月の支出状況を翌月20日までに市長に報告しなければならない。	公正公平な取引を維持するため。

	対象者	見出し・条名	規 則 内 容	理 由
87	卸売業者	(売買代金の変更) 第67条	<p>改正なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例第56条ただし書の正当な理由とは、次のとおりとする。 (1) 卸売をした物品に市場取引の経験から予見できない欠点があつて、見本と現品の内容が著しく相違していること。 (2) 委託者の故意又は過失により卸売をした物品に粗悪品が混入し、選別が不十分であること。 (3) 表示された量目と内容量が著しく相違していること。 (4) せり人若しくは販売担当者の故意又は過失により見本と現品の内容が著しく相違していること。 <ul style="list-style-type: none"> ・条例第56条ただし書の規定による確認を受けようとする卸売業者は、販売物品異状確認申請書(第〇号様式)を指定管理者に提出しなければならない。 	公正公平な取引を維持するため。
88	使用者	(清潔の保持) 第74条	<p>改正なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用者は、業務終了後市場施設を清掃し、廃棄物を所定の場所に集積する等常にその清潔の保持に努めなければならない。 ・使用者は、容器その他の物件を整頓し、これを通路その他自己の使用場所以外に放置してはならない。 ・通路、排水路、便所その他共通の使用場所については、関係使用者が共同して清掃等を行わなければならない。 ・指定管理者は、使用者に対し、清潔の保持のため、清掃、消毒その他必要と認める措置を命ずることができる。 	市場内の安全確保のため。
89	卸売業者	(身分を示す証明書) 第86条	<p>改正なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例第43条第1項及び第56条の検査員は、物品検査員証を携帯しなければならない。 	取引秩序を保持するため。

	対象者	見出し・条名	規 則 内 容	理 由
90	仲卸業者 売買参加者	(補助者の承認申請等) 第87条	<p>改正なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仲卸業者及び売買参加者は、市長の承認を受けた者を、卸売業者の行う卸売にその業務を補助する者として参加させることができる。 ・仲卸業者及び売買参加者は、前項の承認を受けようとするときは、補助者承認申請書(第〇号様式)に次に掲げる書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。 ①承認を受けようとする者の住民票の写し又はこれに代わる書面 ②市区町村長が発行する承認を受けようとする者の身分に関する証明書 ③その他市長が必要と認める書類 <ul style="list-style-type: none"> ・市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営及び市場における効率的な取引を妨げるおそれがないと認めるときは、第1項の承認をすることができる。 ・市長は、第1項の承認をしたときは、仲卸補助章(第〇号様式)を仲卸業者に、売買参加補助章(第〇号様式)を売買参加者に交付する。 ・仲卸業者及び売買参加者は、第1項の承認を受けた者(以下「補助者」という。)を卸売業者の行う卸売に参加させるときは、当該補助者に仲卸補助章又は売買参加補助章を着用させなければならない。 	取引秩序を保持するため。
91	取引参加者	(記章の返還) 第88条	<p>改正なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仲卸業者及び売買参加者は、その資格を失ったとき、又はその補助者が補助者でなくなったときは、遅滞なく、仲卸章若しくは売買参加章又は仲卸補助章若しくは売買参加補助章を市長に返還しなければならない。 ・買出人は、その資格を失ったときは、遅滞なく、買出人章を市長に返還しなければならない。 	取引秩序を保持するため。
92	取引参加者	(記章の再交付) 第89条	<p>改正なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取引参加者が交付された記章を紛失し、又はき損したときは、市長に申請して再交付を受けなければならない。この場合において、再交付を受ける者は、その実費を弁償するものとする。 	取引秩序を保持するため。

	対象者	見出し・条名	規則内容	理由
93	卸売業者	(卸売業者に事故があるときの処置) 第90条	<p>改正なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者は、条例第81条第1項の規定に該当することとなったときは、販売の委託があり、又は販売の委託の申込みのあった物品について、その種類、数量、委託者その他受託に関する事項を、遅滞なく、市長に報告しなければならない。 ・条例第81条第1項の規定により卸売の業務の代行を命ぜられた卸売業者は、直ちにその旨を委託者に通知しなければならない。 ・条例第81条第2項の規定により市長が自ら卸売の業務を行う場合は、前項の規定を準用する。 	市場の秩序を保ち、公共の利益を保護するため。